

造幣人 (monetarius) と七世紀フランク王国の貨幣經濟

堀 内 一 徳

はじめに

トリアー、リヨン、アルルのローマ帝国のガリアの造幣所は五世紀に公の貨幣鑄造を中止し、メロヴィング・フランク王国ではローマ帝国の模造貨が発行されたが、六世紀にはビザンツ皇帝アナスタシウス、ユスティヌス一世、ユスティニアヌス一世、ユスティヌス二世などの貨幣を模した金貨ソリドゥス (solidus) とその三分の一のトレミシス (tremissis) 貨が鑄造された⁽¹⁾。五世紀末からマルセーユで発行された青銅貨はテウデリヒ一世、テオデバルト一世、テウデバルトの諸王によって鑄造が試みられたが、その後絶え、銀貨もクローヴィスの長子テオドリックからアウストラシアのジギベルト一世の時代まで鑄造されたのち発行を停止した⁽²⁾。六世紀後半にジギベルト、グントラムによって

王名を刻銘した金貨が発行されるとともに、多数の造幣人 (monetarius) によって金貨が鑄造され、七〇〇年頃にアングロサクソン・フリースランド人のスケアタス (sceattas) 貨やデナリウス (denarius) 銀貨が流通し始めるまで、造幣人の鑄貨トレミシス貨ないしはトリエンス (triens) 貨が主要な通貨として流通した。

本稿では、造幣人の貨幣鑄造の盛期である七世紀を中心にトリエンス貨の鑄造とメロヴィング朝アウストラシアの流通經濟および租税との関係を古銭学の成果にもとづいて検討してみたい。

(一)

造幣人によって鑄造されたトリエンス貨の大部分は貨幣の表面に鑄造地名を裏面に造幣人の名と多くは *moneta-*

は七シリックワないしは八シリックワすなわち一・三〇グラムから一・五〇グラムで六三〇年頃には一・二三グラム前後に安定化する傾向にあった。⁽⁶⁾金の純分は七世紀の三十年代までは八〇パーセントないしはそれをこえていたが、同世紀末には四〇パーセントから三〇パーセントまで低落した。⁽⁷⁾トリエンス貨に刻印された造幣地名は八〇〇を数え、造幣人の数は五〇〇〇人に達している。⁽⁸⁾造幣地名は都市(キウィタス)のほかウィクス、カストルム、ウィラ、ドムス(doms)などを指示している。⁽⁹⁾しかし、貨幣に刻まれた地名のすべてのところで、造幣が継続して行われたわけではなく、大部分は一時的に貨幣が鑄造されたにすぎない。⁽¹⁰⁾鑄造地が集合している地域は、パリ盆地、ル・マンの地方、とりわけドルドーニュ川とロワール川が画する地方、ソーヌ川中流とジュネーブ湖の間の地方、モーゼル川とその支流セイユ川の地方で、さらにソーヌ、ロース、ラインの流域をふちどっている。⁽¹¹⁾なお六・七世紀にライン川の東の地方では貨幣の鑄造は確認されていない。⁽¹²⁾またアウストラシアはノイストリア、アキテーヌ地方より造幣所の分布数は少ない。⁽¹³⁾P・ル・ジャンティオムによると、南フ

ランスでは多くのキウィタスの中心地に国庫の造幣所が結びついているが、ネウストリア、アウストラシア、ブルゴニー、アキテーヌ北部ではとくに七世紀後半数多くの私的な造幣所が成立していると指摘している。⁽¹⁴⁾このような銭貨から得られたデータに対して、造幣人の社会的身分やその業務を伝える記述には乏しく、しばしば仮説や推測に傾く原因となっている。トゥールのグレゴリウスはパリの造幣人やある造幣人の妻について記しているが、詳細を伝えていない。⁽¹⁵⁾造幣人としてその業績を伝えているのは、クロタール二世、ダゴベルト一世、クロヴィス二世時代の王室の造幣人であったエリギウス(Eligius)のみである。エリギウスはリモージュ近くのウィラで生まれ、当時リモージュの国庫の造幣所の監督者であったアボ(Abbo)のもとで金細工の技術を習得し、金細工にすぐれた技巧を遺し、ノワイヨンの司教として生涯を閉じている。かれは、マルセーユでクロタール二世とダゴベルト一世、パリでダゴベルト一世とクロヴィス二世、アルルとリモージュでクロヴィス二世のそれぞれの王の名を刻銘した貨幣および王の刻銘をもたない王室の貨幣を造幣している。⁽¹⁶⁾しかしエリギウスが王の名を刻印しない貨幣を鑄造した多数のメロヴィング

時代の造幣人の典型と考えるのはむづかしい。またダゴベルト一世の時代にその名を残している造幣人エブレギセルス (Ebrechtus) の業績についてわずかに知ることができ¹⁶る。エブレギセルスはパリ郊外のサン・ドニ修道院の貨幣のほか、同修道院の所在地のウィクスの地名 (Cutilanus) やクレルモン、オルレアン、ランの都市名を刻印した貨幣を残している。¹⁷かれが六五〇年頃モーの司教となったエベルギセルと同一人物であったとすれば、ほぼエリギウスと同時代の造幣人として位置づけることができる。

では、造幣人はどのような社会的身分に属したのか、王の役人のような公的な身分とする説あるいは公権力に拘束されない自由な職人とするなど公私の両端に大きく分かれている。J・プルーによると、造幣人はもともとローマ帝国の造幣所の職人であったのが都市からしだいに地方に拡散していった者で、王の役人ではないが公的権力の代表者に信頼さされた者であり、ウィクス、カストルム、ウィラの造幣所も造幣権をもった王や教会に所屬していたと推定している。¹⁸十七世紀から一九四〇年までのメロヴィング時代の貨幣史に関するおよそ四十の研究成果を要約したCh・デュードンネは、造幣人の職能を次のように多様に解釈し

ている。王の宮廷や王領地では造幣人は王の役人であったかもしれないが、大きな都市や港市では銀行家や両替商であり、王あるいは司教、修道院や世俗の大領主のウィラでは王や聖俗の領主から信任され、かれらから地金を与えられて造幣する職人であり、さらにいくつかの造幣所を遍歴する造幣人を加えている。¹⁹数は少ないが、同一の造幣人名が複数の造幣所の地名とともに刻印されたトリエンス貨が発見されている。²⁰このことから、同一の造幣人がいくつかの造幣所で貨幣を铸造したと判断することが可能である。W・ヴェルナーは、ライン左岸の今日のゲルマン語圏では造幣人のトリエンス貨铸造はほとんど例外なく都市と結びつき、遠距地商業の需要に対応しているが、一方ガリア内部の多くの小さな造幣所ではとりわけ移動する造幣人によって貨幣が铸造されているという。²¹

トリエンス貨の高い価値は日常のローカルな交易には適合しない。I・ハイドリヒは、造幣人の造幣所が集合するモーゼル、セイユ流域とムーズ川上流域を含めた地方の造幣所がこの地方の市場経済すなわち遠距地商業と緊密に連係しているとともに、造幣人が移動する実態を次のように示している。メス (Metz)・トワール (Toul)・ヴェルダン、ムゾン

(Mouzon) およびヴィク・シュル・セイユ(Vic-sur-Selle)、マルサル(Marsal)、モワイヤンヴィク(Moyenvic)など十二のトリエンス貨造幣地名とそれらの地名とともに刻銘された造幣人名の分析にもとづいて、セイユ川に沿ったヴィク、マルサル、モワイヤンヴィク、デューツなどの塩の産出地方におけるトリエンス貨の鑄造が商業交易の需要から成り立っている点を以下のように説明している。セイユ地方の交易網はメスからモーゼル上流地方へ、また陸路でヴェルダン、デュールアール(Dioulard)サルブルール(Sarrebouurg)と結ばれ、ヴェルダンからムーズ上流地方へ、サルブルールからサベルヌ(Svenne)やストラースブルールからライン地方に伸びている。マルサルにもローマ時代の街道が通じている。セイユ地方から産出された塩は貴族や教会などの売り主から商人に売られ、商人は少くとも一部は貨幣で決済し、塩の買入れに訪れた外来の商人は売り主に貴金属の価値を保証させるため塩の買入れ地において貴金属を貨幣に鑄造させるか、持参の貨幣を売り主に認知された貨幣に改鑄する方法があり、ここに塩の売り主と商人、貨幣を保証する造幣人との連係が成立する。このよりうな関係が成立するためには、商人と造幣人、造幣人と売

主との間での協力と相識の関係を前提としなければならぬ。またこのような観点から、同一の造幣人が複数の造幣所で貨幣を鑄造している実態が明かにされている。セイユ川・モーゼル上流地域の二箇所造幣地で貨幣を鑄造した造幣人は十三人を数え、またマルサルとメス、マルサルとモワイヤンヴィク、ヴィクとデュールアールのそれぞれ二箇所造幣した二人づつの造幣人の名が知られている。このうちのマルサルとメスで造幣した二人のほか、さらにヴェルダン、サルブルールで造幣したそれぞれ一人の造幣人がデューツでも貨幣を鑄造しているが、それは遠来の商人がこれらの造幣人の鑄貨によってマルサルやデューツで塩を購入したことを推定させる。⁽²²⁾以上のことから、造幣人の移動の範囲も局限された領域であったことが理解される。なお、この地方の造幣人の貨幣鑄造が商業交易を目的としたのみでなく、カロリング時代には、マルサル、ヴィクにおける塩の供給を確保するためロタール一世が聖ミヒアエルとミユンスターの両修道院に免税免除の特許を与えていることから推して関税、通行税の徴収にも一定の役割を果していたことをハイドリヒは示唆しているが、⁽²³⁾ただし造幣人の身分が公的なものであったとは断定しがたいとしてい

(二)

フランク・メロヴィング王国の財政における徴税と造幣人とのかわりを説く論説は従来からあり、その最も有力な論拠の一つとなっているのが「聖エリギウス伝」が伝えるリモーージュのパグスにおける租税徴収に関する徴収された金が溶解されて純分を高めて国庫に納付されたという記述である。⁽²⁶⁾造幣人の鑄貨の多様性は明かに租税の徴収の仕組から生じたものであるとするH・ピレンヌは、その論旨のひとつの根拠として、Ch・ロベールの説を継承したA・アンジュル、R・セリユール説の要点を引用している。「納入者の都合に応じて、現物、異邦の貨幣あるいは古代の貨幣、秤量貨幣等で租税および小作料を受けとる権限、それと併行して租税および小作料収入の総額をその場で貨幣に鑄造し、純分ならびに価値の保証を与える署名と鑄造場所を知らせる地名を刻印する権限を、特定租税の徴収、製塩所の徴税請負人、王領地の管理人、修道院の財務管理人などに与えておくことが好都合だった。」⁽²⁶⁾すなわち、アンジュル・セリユールの説によれば、造幣人は各地で現物、貴

金属、さまざまな貨幣で徴税し、鑄貨に刻印された地名のところで鑄造した貨幣の一定額を国庫に納付し、造幣の署名はその貨幣の価値を保証したことになる。また、教会や修道院の名が刻印された貨幣の鑄造は、王の恩恵によって、これらの教会や修道院に対して一定の租税の徴収権が認められていることに由来するという。⁽²⁷⁾またル・ジャンティオムは、七世紀における造幣人の貨幣は王領地、王の宮廷、教会領、キウィタスや農村集落の中心地、都市や港市などで、経済活動が発展し租税や貨幣収入が期待できるところで鑄造されている点を指摘している。⁽²⁸⁾さらに、造幣人の貨幣とガロ・ローマ人の土地所有者の地租の金納化とを結ぶヴェルナーは、次のような点を示している。造幣人の鑄造の盛期すなわち七世紀にガロ・ローマ人が多く居住した地方では都市や農村で金貨に対する需要が高まり、私人の側から鑄貨のため金が造幣人に給与され、こうした過程の中で租税の金納化がおこり、このような金納化にはとりわけ地租を負担するローマ人の土地所有者 (Romanus possessor) が考えられるという。⁽²⁹⁾

なおも最近アメリカの古銭学者A・ストールは、メロヴィング朝の徴税法と造幣人の貨幣鑄造を関連させメロヴィ

ング・フランク王国の徴税システムの解明を試みている。五六〇年から六六〇年までのメス地方で、造幣人によって鑄造されたおよそ二六〇のトリエンス貨の考察にもとづいて、ストールの導いた所説は以下のようなものである。ストールが考察の対象とした二六〇のトリエンス貨のうち少数の造幣地名の確認がたいもの、また刻銘が判読しがたいものを除き、メス、トゥール、トリアー、ヴェルダンのキウィタス、バル・ル・デュック (Bar-le-Duc)、ムゾン、サールブル、デュールアールのパグスおよびマルサル、ヴィク、モワイヤンヴィク、デューツのウィクス、さらにマルサル、バル・ル・デュックのそれぞれと一対をなすイボワ・カリニャン (Yvois-Caiguan)、ネクス・シュル・オルナン (Naix-sur-Ornan) の十四の造幣地名を含んでいる。これらの地名にあらわれる四つのキウィタスと四つのパグスは王の徴税の中心地であり、すべてローマ時代の街道が渡河する地であり、関税の徴収地と考えられる。またキウィタスやパグスの中心地でもなく、関税の徴収地とも考えられないマルサル、ヴィク、モワイヤンヴィク、デューツのウィクスは前述のように塩の産出地であり、塩の生産、販売に対して課税されたであろう。したがって、メス地方

のトリエンス貨から確認できる造幣地はすべて王の徴税地と想定できるし、王の徴税の時期に貨幣が鑄造されるであろうと考えている。そして、造幣人は伯に属し、伯によって徴収された貨幣を溶解し、規準化された新たな貨幣に改鑄する役人とみられ、造幣人の名を刻印した通貨の価値を保証したのだという。ストールは、造幣地が王の地方における徴税の拠点として組織化されていたような徴税システムを構想し、メロヴィング時代の地方に分散した造幣にはアナキはなく、したがって、メロヴィングの王は造幣権を放棄したのではなく王の役人に留保されていたので、メロヴィングの貨幣は事実上は国家権力に統制されていたという見解を示している⁽³⁰⁾。このような見解は、造幣人の署名は貨幣に保証を与え、現実には造幣権は王から失われ、造幣人に委ねられ、造幣が拡散したという説とは対照的である⁽³¹⁾。

(三)

以上に述べたようなアンジュル・セリユール、ヴェルナール、ストールのような造幣人とメロヴィング朝の徴税とを直接に連結させる説に対して、J・ラフォーリは、メロヴィン

グ時代の造幣地名を刻印した貨幣は租税の支払や国庫への収入を目的に鑄造されたものでなく、「聖エリギウス伝」の記述について、リモージュのバグスにおいて造幣人をもなった徵税人は金で租税を徵収しているが、その金は貨幣か、それとも他の金製品であったのかを問ひ、リモージュで徵収された金が造幣人によって溶解され新たに貨幣に鑄造されたことに言及されていないとし、租税徵収に対する造幣人の直接の関与を退けている。⁽³²⁾ またヴェルナーのローマ人土地所有者の地租の金納化についても、W・ブライバーは、次のような批判を加えている。かれの研究対象としたソナム川とロワールの間の地域についても、貨幣の流通、鑄造および徵税の方法の間に関連が成り立つという可能性はまったく否定できないが、メロヴィング時代の貨幣史の一時期に証明されている造幣地名の多くを、ただ租税の面からのみ解こうとする試みはかなり困難であり、その解明には整理された徵税システムを前提としなければならぬが、七世紀メロヴィング朝の混乱した国政の状況からすれば、このような前提は成り立ちがたいとみている。⁽³³⁾

しかしまた一方、ストールが貨幣鑄造地が王の地方における徵税の中心として組織化されていたようなメロヴィン

グ朝の徵税システムを構想する興味ある仮説を提示しているが、すでにハイドリヒが指適したように、セイユ流域を中心とする地方においては、造幣人の鑄貨と関税徵収のかかわりを示唆してはいるが、造幣所は塩の交易路に沿い、造幣人の鑄貨の主な目的が遠距地商業の需要と強く結びつくことを明かにしている。

ところで、メロヴィング時代の租税の金納化は、クレルモンではローマ皇帝マクシムスの時代に遡り、リモージュ、ル・マン、アンジエなどでも六・七世紀に金納が認められる。⁽³⁴⁾ マルセーユの王の関税は年に一〇〇ソリドウスの収入をもたらした。⁽³⁵⁾ またブルグント王チエリ二世は宮宰を派遣してプールジュの都市とバグスの住民から金・銀を得るため慣習化されていた課税を徵収しようとして、司教の介入によって防げられているし、⁽³⁶⁾ ダゴベルト一世はリムザンのかれの所領に対して金納によって課税している。⁽³⁷⁾ しかし、こうした王が租税から得た金は、貨幣として流通したであろうか。ローマ時代のように役人や軍隊に貨幣で支払われることはなかった。王は司教や修道院長に金を贈与したが、その金の多くは支出されるより退蔵され、聖者の墓所を金で装い、金・銀の聖杯を調製するのに費やされた。

M・ルーシユによれば、メロヴィング時代の遺言状が、いかに多量の貴金属が王や聖俗の大貴族によって貯蔵されていたかを証明している⁽³⁰⁾。ストールのいうように、造幣人の鑄造したトリエンス貨が租税として徴収されたとしても、それは精製された地金の形で国庫に収納されたのであり、王は貨幣の各目価値でなく、貨幣に含有された貴金属の価値を所得したのである⁽³¹⁾。

【註】

- (1) Werner, J., Waage und Geld in der Merowingerzeit, 1954, S. 4.
- (2) Spufford, P., Money and its use in Medieval Europe, 1988, p. 10-12. 青銅貨は鑄造を停止しつゝのば、ローマ帝國崩壊後のものをたゞし小量にならざるや、六三〇年頃まで流通した。
- (3) Spufford, P., op. cit., p. 14.
- (4) Werner, J., ibid.
- (5) Spufford, op. cit., p. 20.
- (6) Lafaurie, J., Le Trésor d'Escharen (Pays-Bas) (Revue Numismatique, 6. sér., II, 1959-60, p. 171)
- (7) Lafaurie, J., Eligius monetarius (Revue Numismatique, 6. ser., XIX, 1977, p. 134-39)
- (8) Doehaerd, R., The early Middle Ages in the west: economy and society, 1978, p. 192.
- (9) Prou, M., Les monnaies Merovingiennes, 1892, p. LXXVI-LXX.
- (10) Bleiber, W., Naturwirtschaft und Ware-Geld-Beziehung

gen zwischen Somme und Loire während des 7. Jahrhunderts, 1981, S. 34-36. ソムムとロワール両河の間の地域において、貨幣が継続的に鑄造されていないところは、北フランスではオワーズ、マルヌ、ヨンスの諸河川、西フランスではマインヌ、サルア、ロワール(Loire)、ロワールの諸河川などの周辺地方に集まっているが、すべての造幣所がこれらの河川の流域に集中しているのではなく、これらの地域の外にも散布しており、造幣所のすべてがとくに交易地点に位置しているわけではなく、ブライヌーは結論している。

- (11) Heidrich, I., Die Merovingische Münzprägung im Gebiet von ober Maas, Mosel und Sella (Rheinische Vierteljahrsblätter, 38, 1974, S. 78)
- (12) Werner, J., op. cit., S. 7.
- (13) Heidrich, I. op. cit., S. 78.
- (14) Le Gentilhomme, P., Le Monnayage et la circulation monétaire dans le royaumes barbares en Occident (Ve-VIIIe siècle) (Revue numismatique, 5. sér., VIII 1948, p. 23) ヴェルナーによれば、フランク・メロヴィング王國に於ける造幣人の鑄造地獄(Monétarlandschaft)はなほ王にカリブ南部では、王によって認許された造幣人に王や司教、修道院あるいは個人のために造幣された金貨の吟味が委ねられたと云ふ。Werner, J., op. cit., S. 7.
- (15) Prou, M., op. cit., p. LXXXI.
- (16) Heidrich, I. op. cit., S. 79. エリギウスの署名になる貨幣には、タロシムルター一世、クローヴニス二世の王名を刻銘したメトリヤの宮廷発行の貨幣。王名の刻印のない宮廷で発行されたトリエンス貨、発行地名メトリのみを刻んだ貨幣。クロータール二世、グロクムルター一世、クローヴニス二世、ジギムルター三世の王名とエリギウスの名を刻銘し、マルセーヌやアルルで発行したトリエンス貨ならしむノリトマヌス貨。エリギウスの名のみ、あ

